

会議の名称	令和元年度第2回さいたま市動物愛護推進協議会
会議の開催日時	令和2年1月16日(木)
会議の開催場所	さいたま市動物愛護ふれあいセンター
出席者名及び 欠席者名 ※敬称略	【出席委員6名】(五十音順) 今泉友子／梅澤圭司／岡井早苗／門平公夫／川上颯／戸田美由紀 【欠席委員2名】(五十音順) 松本和也／松山秀博 【事務局5名】 保健部長 佐藤真奈子／動物愛護ふれあいセンター所長 太田伸／ 同所長補佐 戸村英則／生活衛生課係長 岩永貴浩／同主任 上野 千織
議題及び公開又 は非公開の別	(1) さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例の改正について (公開) (2) 災害時のペット対策について(公開)
傍聴者の数	0名
会議の内容	下記のとおり
問合せ先	保健部生活衛生課(048-829-1299)

記

開会	岩永	<p>本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>定刻を少し過ぎたのですが、ただいまより、令和元年度第2回さいたま市動物愛護推進協議会を開催いたします。</p> <p>私、本日の進行を務めます、生活衛生課係長の岩永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。失礼ですが、着座にて失礼いたします。</p> <p>初めに、会議の公開について説明いたします。本会議は、さいたま市動物愛護推進協議会要綱第8条の規定に基づき、公開となります。個人情報を取り扱う場合などは非公開となりますが、それ以外は傍聴により、また、会議録についても公開となりますので、ご了承ください。あわせて、会議録作成のため、会議を録音いたしますこともご了承ください。また、今回初めての試みですが、正確な会議録作成のため、マイクを使用して録音させていただきますので、ご発言</p>
----	----	---

		<p>の際は、まず挙手していただき、職員からマイクをお受け取りになってから、ご発言いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、会議録につきましては、第 1 回の会議録も、今回の会議録も公開前に、委員の皆様にご確認いただきます。</p> <p>本日は、松本委員、松山委員からご欠席の連絡をいただいております。</p> <p>傍聴についてですが、現在のところ傍聴希望の方はいらっしゃいません。</p>
事務局紹介	<p>岩永</p> <p>太田</p> <p>岩永</p> <p>戸村</p> <p>岩永</p> <p>町田</p> <p>岩永</p> <p>上野</p>	<p>続きまして、次第にはございませんが事務局職員を紹介させていただきます。</p> <p>動物愛護ふれあいセンターの太田所長です。</p> <p>太田です。よろしくお願ひします</p> <p>動物愛護ふれあいセンターの戸村所長補佐です。</p> <p>起立して、「戸村です。よろしくお願ひします。</p> <p>動物愛護ふれあいセンターの町田獣医師です。</p> <p>起立して、「町田です。よろしくお願ひします。</p> <p>生活衛生課の上野主任です。</p> <p>起立して、「上野です。よろしくお願ひします。</p>
資料確認	岩永	<p>ありがとうございます。次に、資料の確認をお願いいたします。お手元の資料をご覧ください。本日お配りいたしました資料は、まず次第、席次、それから、条例改正の資料となります。不足しているものがございましたら、事務局までお申し出ください。皆様、大丈夫でしょうか。</p> <p>それでは、この後は、要綱の第 7 条に基づき、門平会長に議長として議事進行をお願いしたいと思います。会長、よろしくお願ひいたします。</p>

<p>議題 1 さいたま市 動物の愛護 及び管理に 関する条例 の改正につ いて</p>	<p>門平会長</p>	<p>はい。まず初めにですね、令和 2 年が始まりましたので、今年も皆さんよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、早速ですが、議事を進行させていただきます。用意していただいた議事が二つほどありますので、よろしくお願ひをいたします。</p> <p>まず 1 件目ですが、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例の改正について、事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>上野</p>	<p>《説明》</p>
	<p>門平会長</p>	<p>事務局から今説明をいただきました。これにつきまして、ご質問やご意見等ございますでしょうか。よろしくお願ひをいたします。</p> <p>はい、どうぞ。梅澤委員お願ひいたします。</p>
	<p>梅澤委員</p>	<p>今、説明を受けましたけれど、これは見る人が見ればわかるのでしょくけれども、改正の全体が全然見えないので、ただ活字にしてあるだけなので。</p> <p>この改正点というのであれば、改正したところを、どういふふうになるのかというのが、普通は出てくるのじゃないかと思うのですが、その辺はどうですかね。</p> <p>さほど内容的に変更はないということですから、この説明ぐらいなのですかね。</p>
	<p>上野</p>	<p>すみません。資料がわかりづらくて大変申しわけなかったのですけれども、議案については、まだ議会の提出前なので、議案という形をちょっとお示しすることはできないのですけれども、おっしゃられるように、改正条例と改正法という形で、最終改正した条例の形がわかりづらかったところがあるかと思ひます。具体的に、わかりづらかったところを仰っていただければ、もう少し説明をさせていただきますのですが。</p>
	<p>門平会長</p>	<p>梅澤委員、どうでしょうか</p>
	<p>梅澤委員</p>	<p>例えばですね、この説明書きであるように、裏の表 2 で「放し飼いの犬等」とありますよね。でも猫もいるわけでしょう。だから、犬とか猫、その他等にした方が、わかりやすいので</p>

		<p>はないかと思うのですが、そういう解釈はどうですか。</p> <p>すみません。放し飼い犬等の収容と、放し飼い犬等の掃討については、現行の条例で、動物愛護指導員がする業務というふうに定めてあるところのものです。動物愛護指導員が行うのは、放し飼い犬の収容と放し飼い犬の掃討なので、猫については収容をすとか、掃討をすということはないのですね。犬についてのみ放し飼いはしていけないというような条例になっている形です。</p> <p>確かに、現行の条例自体について詳しくご説明していないので、その辺わかりづらいかと思うのですがけれども。他にございますでしょうか。</p>
	上野	<p>他にいかがでしょうか。はい、川上委員お願いいたします。</p>
	門平会長	<p>他にいかがでしょうか。はい、川上委員お願いいたします。</p>
	川上委員	<p>条例改正案の概要の比較でですね、表1、現行条例と改正法の繁殖制限の比較というところで、努力義務が義務化になるということですがけれど。これ、かなり大ざっぱだと思っておりますけれど、例えば、犬一頭しか飼っていない人は、普通に考えたら、その犬は繁殖できないわけですよね。そうすると、それは去勢とかをしなくていいという解釈になるのか、その繁殖制限措置というのは、そもそも不妊手術のことを言うのか、隔離してればいいのかとか、そういう具体的などころというのはいつごろ出てくるのですか。</p> <p>すみません。こちらで表に示させていただいているのは、改正法の部分でございまして、もうすでに法律が公布されている部分になります。</p> <p>犬猫の繁殖制限については「その繁殖を防止するため生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない」というふうに定められておりますので、川上委員がおっしゃられましたような去勢や不妊もですがけれども、オス、メス別の部屋で飼うですとか、繁殖しないようにする措置なので、必ずしも手術のみに限ったものではない、そういう形になっていきます。</p> <p>あとは、法律の条文そのままご案内させていただきますと「犬または猫の所有者はこれらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となる</p>
	上野	

	<p>門平会長</p>	<p>ようなおそれがあると認める場合」と、わかりづらい表現になっているのですけれども、基本的には犬や猫を飼っていて、それが増えたことで、きちんと自分で飼えなくなるような場合には、不妊去勢手術であるなり、オス、メスを別にするなりを、必ずしなければならないということなので、犬が外で交尾をしてしまって増えて、それが飼えなくなるというおそれがある場合には、不妊去勢手術などが必要になってゆくことになると思われまして、そうでない場合には、必ずしも措置が必要ではないというような形になります。</p> <p>よろしいですかね。</p> <p>私の方からちょっと、直接、このことに関してではないのですけれども、関連したことで、今わかる範囲でお答えをいただけたらと思うのですけれど。</p> <p>メディアでは多頭飼育崩壊のことが、結構騒がれてくるようになったと思うのです。それで、最近、さいたま市では、その辺に関しての、何か情報だとか、あるいは、そういう相談があったとか、なにかその辺のこと。具体的な数字が何件とかということじゃなくてもいいのですけれど、最近こんな相談がありました、ということでも結構なのですが、何かあったら、お聞かせをいただけたらありがたいと思うのですが、よろしく願いいたします。</p>
	<p>戸村</p>	<p>はい。これは一例ですが、市内の犬飼養者、この方が多頭飼育、10頭ちょっと超えるぐらいを以前から飼養していたのですけれども、ご本人様の管理が、病気などもあって、行き届かなくなったと。その結果、屋外で飼養されていた犬が自力で檻を脱出して、放浪してしまって、周りに迷惑をかけているというような事例がございました。現在は、本人様がその時と比べれば、管理が行き届くようになりまして、頭数も減って、きちんと逃げないような檻で飼育ができているという状況があります。</p> <p>それから、猫につきましては、なかなかこちらでも登録情報とか、あと脱走して、人を咬むとか、そういうリスクが犬に比べるとはるかに少ないものですから、正直、すぐに情報がこちらに入るといってもありませんし、我々が戸別に訪問して、多頭飼育していらっしゃるかと聞くことも、基本的にできませんので、なかなか情報がありません。</p>

	<p>門平会長</p>	<p>ただ、時折ご相談いただく中では、猫が10頭などに増えて、それが元々飼い主のいない猫の面倒を見ていて、自分で管理するようになったのだけれども、増えてしまって困っていると、そういったご相談を受けることがございます。その場合には、我々はその猫たちを不妊去勢手術するというようなことは、行政側としては行っておりませんので、ご近所にも相談をして、ご自身で増えないような努力、それから周りへの環境被害を少なくするような努力をしてください、というお話を、対応していただいています。</p> <p>ただ、外猫の場合は、かなり長期化する問題ですので、我々も頻回とまではいかないまでも、機会を見て、周辺を巡回して、お話を聞くというようなことは行っています。以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>地域の中で見ていますと、飼い主さんの孤立している状態であるとか、あるいは貧困の問題があったり、障害や病気の問題が背景にあったりということで、動物のことも、もちろん大事なことですけれど、やはり福祉の視点というか、福祉的な支援をどうするのかというようなことも、すごく大事なことかなという印象をもっています。</p> <p>福祉と連携をしながら、というような形。特に猫の場合は、そんなことが必要になってくるのかな。そういう意味での難しさとか、大変さはあるかと思うのですけれども。</p> <p>今回の、この法と条例の改正等を含めて、そういう課題にも、少しずつ地域の中で目が向いてゆくようになってくれればいいな、と私自身は感じたのですけれども。</p>
	<p>戸村</p>	<p>はい。どうもありがとうございます。</p> <p>今、門平会長がおっしゃられたように、福祉的な観点、こちらが今回報道等でされております多頭飼育に関する調査ということになります。</p> <p>実際、私どももルーティンで話を聞いたりしているわけでは、現在のところないのですが、例えば、福祉部門の方から、お宅に行ってみたら動物がいた、こういうお話でありますとか、遠方のご家族の方が、さいたま市内に住むご両親の体調が悪くなって、動物が飼えないのだけれど、どうしたらよいか、そういうお話を伺うことがございます。</p> <p>その場合は、できる限りお話を本人にできればいいのです</p>

	<p>門平会長</p>	<p>が、動物自体が、今後、終生飼養という観点からも、きちんと管理されるのか、その点も含めまして色々、まだこれは私どもとしてはまだ駆け出しの分野なのですけれども、連携をとってゆくような形に、今後してゆきたいと思っております。</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは、今泉副会長お願いいたします。</p>
	<p>今泉副会長</p>	<p>会長の方から飼育の件をおっしゃっていただいたので、私も便乗させていただいて質問させていただきたいのですけれども、今回の条例改正は、本当に動物愛護管理法の改正に則った微調整という形であろうというふうに思うので、今回は2月の議会がいいとして、今後の流れとして、やはり、先ほどの多頭飼育の登録制度についての検討というのは、さいたま市さんの方はなされているのでしょうか。</p>
	<p>岩永</p>	<p>今泉副会長のご質問にお答えします。</p> <p>すみません。先ほど梅澤委員からご指摘のあった通り、条例の原文がないと話がわかりづらいというところで、大変申し訳ありませんでしたが、現行条例で、犬、猫合わせて10頭以上飼う場合は、市に届け出るという届出規定を本市は既に持っています。全国的には、まだ届出制を持っている自治体が少ないのですけれども、本市は平成24年法改正の時点で、導入を決めておりまして、今は多頭飼養届出制を持っているところです。</p> <p>それで、今後の課題といたしましては、当然、市報でご案内したりとかということはしてきたのですけれども、この制度をご存知ない方もまだ多いということで、これを周知徹底してゆきまして、10頭以上、犬だけ、猫だけ、あるいは犬猫合わせて飼っている方は、市役所に届けを出さなければいけないということを、改めて周知してゆくことが課題となっております。</p>
	<p>今泉副会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p>
	<p>門平会長</p>	<p>他に、ご意見、ご質問いかがでしょうか。梅澤委員、はいどうぞ。</p>

梅澤委員	<p>今、説明してくれたように、猫と犬 10 頭以上、多く飼う人は届けるのだという制度があるということは、いいことだと思うのですよね。なぜ、野良猫とかが増えてしまうかというと、小さい時はかわいいのですよ。大きくなると、人間が変わっちゃう。飼っている人間が変わっちゃうから、野良猫に、あるいは野良犬なっちゃうのですよ。うちの近くにも公園があるのですけれど、そういう人たちに言うのですけれど、もうかなり年配の人で、聞く耳を持たない。だけど動物がそこにいるから、かわいそうだから、餌をあげる。それを繰り返し、苦情が行こうがなにをしようが、人間の方は全然我関せず。だけど、困っているのは動物たちでね、どうしましょうかという、そういう話題が非常に多いのですよ。</p> <p>だから、もうちょっと、やるのであれば、猫でも犬でも、何頭じゃなくて、登録整理して、きちっと予防注射させて、それで動物を愛護するということを含めて、進めた方がいいんじゃないかと思うのですよね。ただ、さいたま市も広いから、予算的にそうは持てないと思うので、大変だと思うのですが。</p> <p>それから、あともう一つ。犬だとかこちらの不妊手術をするときに、確か、予算が幾らぐらいまで限度があって、それで予算がなくなると適用できませんよというのがあったと思うのですけれど、今残っているのかどうかは分かりませんが、そういう制度は残っているのですか。</p>
戸村	<p>梅澤委員のご質問にお答えいたします。</p> <p>今現在、進行しているのは、飼い主のいない猫、いわゆる野良猫ですね、こちらの不妊去勢手術をしたときに、その手術費用の一部を助成するという制度が残っております。そもそも、この発端が、犬猫から、これ飼い犬、飼い猫なのですけれども、これの不妊去勢助成をしていたものが、対象が飼い主のいない猫まで広がったと。</p> <p>その後、法改正により、繁殖制限が努力義務とはいえ、飼い主の責務としてうたわれたこともあって、飼育動物の方については除外をいたしました。それで、現行の飼い主のいない猫、これに基づいた助成制度というふうになっております。</p> <p>ちなみに、こちらの場合は、その動物病院の先生とよくご</p>

	<p>門平会長</p>	<p>相談していただいた上で、感染症予防、ウイルス性の病気、こういったものを感染予防するためのワクチン、当然飼い主のいない猫なので、その日1日限り、となってしまうかもしれないのですが、文献からの情報によれば、1度でもやらないよりは効果があるというところもありまして、あと団体さんもいろいろ協力していただいている中で、多少でも、ということで、そういった駆虫であるとかも含めまして、それに上限を設けまして、助成制度プラスアルファということで、させていただいているというところになります。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>動物の問題というのは、今、梅澤委員おっしゃったように、実は人間の問題なのですよね。その辺がやっぱり自治会にわかっているようでわかってもらえない。だから、野良犬に困っている、野良猫に困っているという言い方をするのだけでも、元を正せば、人間が飼っていたものを、いわば放したということで生じた問題なのですよね。だからその辺は、もう少しやっぱり丁寧に、地域の中で、少しずつ、話し合いも必要なのかなと思いますけれど。わかっただくようなね、形をやっぱりとってゆかないと、なかなか難しいのかな、というふうに思いますね。でも、おっしゃるように、いずれはきっと一頭であっても、届け出をするような形で、動物たちをきちっと愛護するというようなことも必要になるかもしれませんね。</p> <p>どうもありがとうございました。他にどうでしょうか。このことに関しては、よろしいでしょうか。</p> <p>一旦、では二つ目の方に移って、また、終わって時間があつたら、もう一度、この1番目の議題も含めて、ご質問、ご意見をお伺いするという進行の仕方にしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。</p>
<p>議題2 災害時のペット対策について</p>	<p>門平会長</p>	<p>それではですね、議題の2件目に入ってゆきたいと思えます。</p> <p>前回、保健部長さんから、ちょうど災害の後だったので、速報のような形で、結構厳しい状況だったというお話があったのですが、災害時のペット対策について、ということで、昨年10月の台風第19号への対応について、前回の協</p>

		<p>議会後ですね、動きといたしますか、情報といたしますか、そんなことについて、ご報告をいただけたらと思いますが、よろしくお願いをいたします。</p> <p>前回の協議会でご意見をいただきました、さいたま市避難所におけるペット対応マニュアル、ペットの災害対策リーフレット、及びペットの災害対策しつけリーフレットについては、ただいま改正作業と作成作業中でございます。</p> <p>完成いたしましたら、次回以降の協議会で、ご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。</p>
上野		<p>では、続きまして、台風第 19 号、こちらの本市の動物対応について、概要等になりますが、ご説明をさせていただきます。</p> <p>この台風第 19 号なのですが、近年の本市における風水害としては、ほぼ過去に例がなかったのではないかと思います。こういった中で実際に接した避難所では、かなり混乱が見られたというふうに報告がきております。そのため防災担当部局が各避難所の担当職員を中心にアンケートを行いまして、その報告の中から、かいつまんでという形になってしまっていますが、お話をさせていただこうと思っております。</p> <p>なお、説明中、数字等が出てくるのですが、まだこれ自体の報告が確定ということではないようですので、今後数字が変動することがございます。この点についてはご了承いただきたいと思っております。</p> <p>資料としまして、見出しだけとはなるのですが、逐次ご報告をさせていただきます。</p> <p>まず、この台風第 19 号による同行避難の実際の概要についてです。</p> <p>避難所開設数が、本市のプレスリリースによりますと、199 施設開設されました。</p> <p>そのうち、同行避難を受け入れ、これは実際に犬とか猫が避難所に来たという施設です。これが 55 施設ありました。それから、避難動物なのですけれども、犬が 106 世帯、121 頭。それから猫が 45 世帯、57 頭。その他、ハムスターであるとか、ウサギであるとか、12 世帯、16 頭の避難があったということです。</p> <p>ちなみに犬の登録数が、平成 31 年 3 月末日現在の数字と</p>
	戸村	

して、6万66頭いますので、犬については、登録された犬の約500分の1の動物が避難してきたということになります。

猫につきましては、飼養頭数は登録制度ではございませんので、詳しくはわからないのですが、ペット協会さんのデータを見ますと、ほぼ犬と同一か、猫が若干、多いという報告が近年でありますので、それを踏まえますと、約1000分の1の頭数ですかね、避難してきたこととなります。その他の動物が、先ほど申しましたように、ハムスターとか、ウサギということでした。

台風第19号にかかわらず、私どもが平時行っている対応といたしましては、まず避難所担当職員、これは行政職員が主となるのですが、こちらに対する講習等で知見を広めていただくこと。

それから、市民に対しましては、今改定中というお話をさせていただきましたけれども、こういった広報物、リーフレット等による周知を行っております。

それから、各避難所、こちらで避難訓練が行われますが、ここでの講演ということで、我々職員が出向いてお話をしてくるということで対応しております。

先ほど申し上げました数字のように、約200施設、避難所が開設されるとありますので、そのすべてに私どもが出動して、訓練に参加するということはできませんけれども、それぞれの避難所では、今までペット災害のことには全く触れてなかったところも、徐々に触れるという形で伝わってきている、こういったテーマの項目が増えてきているというふうに聞いております。

台風の場合ですと、今回大型の台風が上陸するとして、アナウンスをされていたわけですがけれども、いざ発災時に、同行避難を始めた方から、避難所で実は断られました、というような報告がインターネット上に上がっていることがわかりました。

そこで本市としては、原則論ではありましたがけれども、ペットと一緒に避難をすること。それから避難しても人とは別の区画での生活になること。避難をする時は、可能な限りケージやえさ等を準備してくださいということを、発災時の広報として、ツイッター、こちらを利用させていただきまして周知を行ったところ です。

これにつきましては、市民が同行避難をためらうことがないように、という趣旨で発信したものでございます。

結果といたしましては、これに賛同していただく声が当然ございましたが、現実的に、すべてがそれによって対応できたものではなかったものですから、また初めから動物を受け入れることに、ちょっと否定的な考えも当然ございましたので、反響はいろいろございました。

ただ、こういった緊急時ということでの方法としては、結果としては我々がやってよかったのかな、というふうに考えております。

それから、実際のその避難所、これは避難所運営側からの意見となりますけれども、現行の私たちの想定自体が、地震による被害、震災が主となっているために、風水害の被害に応用できず、対応が困難であった、という声が避難所側から上がっております。

例えば、ケージ等に入れられる場合は、屋根のある場所に移動するというのもできたのですけれども、ただ、そういうところというのが、スペースが限られてしまっているので、今回避難してきた数、これに対しては対応できたのだけれどね（数が多くなると対応困難）、というようなお声がありました。

実際に、私どもの地域防災計画というものがあるのですが、これには震災編と風水害編がございます。

ただ、動物の対応につきましては、原則論としての方針しか示しておりませんでした。

そのような中で、各避難所で、それぞれ知恵を出して、工夫していただけたところがございます。

避難所内で、他の避難者の同意を得まして、屋根のある場所や屋内への誘導を行った避難所もございます。

それから、本来ならば自家用車での避難というのは、特に震災などですと、あまりよろしくないというところはあるのですが、今回、大雨ということもありまして、自家用車で来た方が結構いらっしたようです。

その自家用車内で犬猫を管理した、こういう事例もございまして、これは有効であったというご報告がありました。

そういったデフォルトと違うような対応につきましては、飼い主の方々には一定のご理解をいただけたようでした。

ただ、一緒にいられないことから、避難所への避難を躊躇

され、実際に来られなかった方もいるというふうに聞いております。

また、仮に受け入れができたという避難所でも、他の避難者からご理解をいただいた事例も、逆に受け入れに難色を示されたといった事例もあったようでございます。

その理由としましては、これは避難所での問題点ということになると思うのですけれども、避難者のアレルギーと健康への被害、公衆衛生的な問題、個人の不安があるということになります。

それから、この中で実際に避難してきて、屋内だと、鳴き声が響いたり、臭いがこもるということ。あとは、きちんと指示に従ったのにもかかわらず、飼い主と動物が離れたら、動物が鳴きだして逆に騒いでしまう。こういった事例も多かったように聞いております。

それから、逆に、世話をしようとして飼い主さんが頻繁に気になって避難所内を移動することによって、他の避難者が休息できないような状況にあったということも一部言われております。

それから、ケージからいきなり出して、避難所内で散歩を始めてしまうということであるとか、ふん尿を始末しなかった事例、こういったものもあって、飼い主のマナーの悪さが指摘されたというところもございました。

実際には、避難所へ来られなかった方の中には、この避難所ではこういう対応をしていますというご説明を差し上げた時に、それならいいやと言って、入る前に怒って帰った人もいたというふうに聞いております。

今回の風水害で露呈した課題になりますけれども、大きくまとめますと、ひとえに同行避難の要件、条件、ルールと、こちらをしっかりと関係者に分かっていただくことが大切だというふうに改めて認識させられたところでございます。

それです、震災と風水害との違いにどのように対応していけばいいのか、こういった点が各避難所でテーマとして上がりました。

風水害は、原則屋外といった対応が、このような非常に激しい雨や風ですと、外に置くということが、事実上選択できなくなります。

それで、多くが渡り廊下や、自転車駐輪場、こういった外の施設で屋根だけはあるようなところ、ここをスペー

スとして開放する予定だったのですけれども、余りにも風が強くて、ブルーシート等の目張りですね、これがきかないので現実的に無理だったというふうに聞いております。

それから、今回は、この辺ですと、荒川、鴨川これが氾濫する恐れがあるということで、その近隣の避難所では、垂直避難、高い階層に避難するということの指示が出ておりました。

それで、垂直避難と言われるものの、建物のどこに避難するのかということ、人は当然、大丈夫だとして、動物をどこに置くのかというところで、ご苦労されたという話があります。

最初に避難されてきた時に、とりあえず屋根のあるところは、一階部分しかなかったというところで、避難をしたのはいいのですが、その後、水害の恐れがあるからという（垂直避難の）指示が出たときに、その1階の動物を、2階に移るのか、3階に移るのか、高いところとするのか、このところで、なかなか話が進まないというところで、幸い完全に冠水するような建物が発生するようなことは、ほぼなかったと思うのですけれども、1階に置くところ、高層に避難できたところ、様々あったようでございます。

その他には、ある程度、小型犬とか、ケージとか、そういうことで、（避難所に）入れられるような大きさの動物が多かったようなのですけれども、何頭かは、ケージに入れることができないと。あるいはケージがない。すぐに避難してきたのでケージがなかった場合、こういった事例があって、犬の係留については、あまり場所がなく、できても2、3頭分の数（しかない）とご説明を差し上げたら、お帰りになってしまった。それから、スペース的ということ、断らざるをえなかった事例があったようでございます。

それから、実際に入ってきたら出ることもあるということになるのですが、避難時の衛生対策、これはもちろん皆さん気にされるのですけれども、避難が解除になった時に、避難時だけではなくて、退所時、この時の衛生対策、それと原状復帰ですね、これを心配される施設管理者の方の意見が多々ありました。

最終的には学校施設というものが多いものですから、子供たちへの健康被害、これを心配される方が当然でございます。ですので、その清掃方法、消毒方法、こちらをあまりよくわ

		<p>からない、それなので、できる限りちょっと動物は入れたくないということも、これは本当に正直な、お考えをいただくことがございました。</p> <p>それで、今回行政としてなのですけれども、当然市民への周知、飼い主さんだけではなくて、飼っていない人も含めて、市民だけではなくて、行政内でも同行避難に対する理解が深まっていない、ということは講習会をしているにもかかわらず、そういうこともあるということがわかりましたので、明確に正しいといえる答えがあるか分からないのですけれども、周知を続けて、関係者の問題意識を高く持っていただくようにしていただきたいと思います。</p> <p>長くなりましたが説明は以上になります。</p> <p>皆様には、それぞれのお立場から、こんなことがアナウンスされたらいいなでありますとか、ご意見をいただければ幸いに存じますので、よろしく願いいたします。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、今、事務局の方からご説明をいただいたのですが、これについてのご質問やご意見がありましたら、お願いをしたいと思います。はい、梅澤委員お願いいたします。</p> <p>この間、台風が来て大変だったのですけれども、たまたまうちの避難場所は X 高校という場所で水害に遭った一部の東側です。もう校庭が水浸しでどうしようもないところに、本来は避難所が開設するべきところではないところへ、避難所を開設したという過ちが生じました。</p> <p>本来は、風水被害の場合は、Y 小学校へ避難しなさいということで、危機管理室の方から言われておったのですけれども、現実には、近いところを避難場所として、行政が開設してしまったために、避難場所運営委員の皆さんも、どちらに行っていていいかわからないという。地震の避難場所なのか、台風で避難する避難所へ協力しに行くのか、それが非常に迷って困ったという話が出ています。</p> <p>その問題は、今危機管理室の方に言ってありますので、併せて、公民館が高齢者、母子、障害の方たちのための避難施設になっているのに関わらず、開設が全然できなかつたという。そういう人的被害の方が多くて、動物についてはですね、連れてきてしまえば、もう避難させるしか方法がないわけです。</p>
	門平会長	
	梅澤委員	

		<p>けれど、あんまり表だって、動物だから駄目だとかということは、なかなか言いにくいと思うのですよね。</p> <p>こうやって、こういう会の皆さんは、もう当然動物は第一ですから、何があっても避難させることと。ただ、中には、動物を嫌う人がいるのですよね。そうすると、その人をどういふふうに説得するかが、今後の課題ですかね。</p> <p>動物を好きになってもらえばいいわけですがけれど、いつ災害が起きるか分からない中で、とっさに避難してきて、ごちゃごちゃしているところで、そういう話が、どこまでできるかなあというのが、現実問題として、心配だなという気がいたしました。</p> <p>一つだけ、すみません。同行避難の一番のご理解いただかなければいけないところ、我々が課題に感じているところも、おっしゃられたように動物の嫌いな方もいらっしゃる場所に、動物をすごくかわいがって家族だと思っていられる方々もいらっしゃるって、というところが、一番難しいところだと思うのですけれども、まず最初に理解していただかなければならないのは、もちろん同行避難は飼っている動物のためでもあるのですけれども、飼っている方が動物を置いてゆくことを躊躇することで、避難自体を躊躇されたり、動物を置いていって避難をしたことによって、そのあとに、自宅に戻られて二次災害に遭ったりという、そういったことが実際に事例としてあったので、動物を守ることも一つなのですけれども、その動物を飼っている方を、人間を守るという意味で、この同行避難ということ、基本的には逃げる時には置いて来ないでください、連れてきてくださいというような形で、この制度を作らせていただいているところなので、その辺の理解を、いろんな動物を好きな方も飼っている方も、皆さんにさせていただくのが一番これからの課題だな、と考えているところです。</p>
上野		
	門平会長	はい。続いて、副会長お願いいたします。
	今泉副会長	梅澤委員のおっしゃる通り、嫌いな人に、その場で、ものすごく余裕のない混乱状態の中で、いやいやこの同行避難というのは、動物のためではなくて人のためのものなものと、その場で言っても、おそらく、けんか状態になることも

	<p>目に見えていると思いますし、実際に運営委員の方々たちの負担はものすごく大きくなってしまいうだろうなというの が、予想できると思うのですね。</p> <p>なので、やはり普段から、何もない平時のときから、やはり非常に、この同行避難というものの趣旨を、いろいろな形で広報していかないといけないのだろうな、というふうに思うのですね。</p> <p>その時になって、運営委員の人たちに、しわ寄せが行かないようにすることも、やはりこういう動物に携わる者の使命だろうな、というふうに思うのです。特に、やっぱり有効なのが、子供たちのような気がするのですね。子供たちに知らせるといことが、とても大きな、今後、助けになってくださる。その子供たちが大人になっても、助けてくれるでしょうし、子供を持つ親への周知という面でも、とても助けになるので、子供たちに対して、何かそういうような働きかけ、みたいなことを検討されていたりはされているのでしょうか。</p> <p>貴重なご意見、大変ありがとうございました。はい。こういったですね、なかなか我々では、周知の仕方というのは、課題だという認識はあったのですが、今日この会議をもちまして、ご意見をいただいてですね、ペットを飼っている人、そうじゃないすべてのですね、避難者の方々に、同行避難の大切なポイント、区画が別になるのですよ、ということと、ケージに必ず入れて、最低限必要なものを持ってきてくださいということと、飼い主の会で運営するのですよという、最低この三つのルールというのをですね、すべての方々にやはり周知する必要性というのを、今日の委員の皆様のお話を聞きまして、非常に痛切に感じました。</p> <p>今後、そういった意見を元にですね、我々に何ができるかというのを、今後検討してゆきたいなと思います。</p> <p>例えば、行政の方ではですね、いろんな生活上の課題を、小学生、幼稚園の人にも教えるような試みをしている、そういった市長部局もあります。</p> <p>例えば、水道局の職員が、水の大切さを小学校を訪問してやるような試みとか、すぐそれができるわけではないのですが、小学生、中学生も、そういった世代に対する、すべての方々に周知する方法、ちょっと時間をかけて考えてゆきたい</p>
--	--

太田

	<p>門平会長</p>	<p>と思います。ご意見ありがとうございました。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>なかなかね、昔のように、なんていうかな、学校で動物を飼うというかな、そういうことがいろいろな事情で、どんどんなくなってきているのですよね。そういう意味では、本当に動物を大切にするとか、生き物を大切にするというね、文化というのかな、そういうふうなものが、そのままにしておいたら、どんどん失われていってしまって、そういうことが、きっと同行避難なんかの、大きなやっぱり妨げに現実にはなってきたりするのかな、と。ちょっとその辺が心配なのですけれどもね。</p> <p>でも、おっしゃっていただけたようなことを含めてね、地味な活動ではありますけれども、一つずつ着実に、こちらのメッセージを伝えてゆくということは、必要なことかな、というふうに思いました。ごめんなさい、ちょっと私の意見を言っちゃって。</p> <p>他に。はい、戸田委員お願いいたします。</p>
	<p>戸田委員</p>	<p>前にも言ったことなのですけれども、やっぱり、この避難した時に、犬が飼い主さんから離れたら吠えちゃうとか、ケージに入れないとか、避難しなきゃいけない時に慌てるのでは遅いので、やっぱり、普段からしつけをしておけば、困らないと思うので、しつけが大事だよ、ということをしていろんな人に知ってもらいたいのですね。</p> <p>で、あの、私を使ってください、っていう感じでいつも言っているのですけれど。</p> <p>セミナーとか、そういうので、もっといろんな人にね、しつけが大事だということを知ってもらえるように、協力できますので、使ってください。</p>
	<p>太田</p>	<p>戸田委員、ありがとうございます。本市が主催します、犬のしつけ方教室で、ぜひ講師の先生に、そのようにお願いをしてゆきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
	<p>門平会長</p>	<p>はい。岡井委員、お願いいたします。</p>
	<p>岡井委員</p>	<p>戸村さんのご報告ありがとうございました。</p>

台風第 19 号の皆さんの対応の振り返りと、課題を挙げて
いただいて、私の住む地元の方の近隣市町村でも、そのあと
やっぱり振り返りみたいな形でさせていただいたら、大体、
課題は似たようなところに行き着いています。

やっぱり、地震を前提にして、ペットの避難所というか避
難スペースを決めているので、やっぱりそうすると風雨はし
のげないということがあります。

運営者の方は、それでも臨機応変に対応していただいて、
室内に入れていただいたのですけれども、やっぱりそれ
でも、知識というかそういう、前持った前提を知らないと、や
っぱり同室に入れてしまって。他の避難者と幸いトラブルに
はならなかったのですけれども、私の方が出向いて、ちょっ
と分離するよという話をさせていただいてやったので。
トラブルにはなかったのですけれど、後で反省を聞くと、や
っぱり鳴き声、さっきおっしゃったように、飼い主さんと離
れると鳴き声がうるさい、というような問題点もあったとい
うようなことは聞いているので、その辺は課題かな、とい
うことと、先ほどの、風水害と地震というところで、ちゃんと
切り分けた、ペットの飼養スペースというのを、事前に考え
ておくということは、もうこれ絶対かなというのが、この前
の台風で思いました。

それと、さっき副会長の方からもお話がありましたよう
に、発災時の時には、嫌いな方とか、アレルギーの方との分
離、説き伏せるとか、何か説得するのは絶対に難しい問題で
ありますので、これはもう平時から、あらかじめ決めておく
ということは必要なのかな、と思います。

それで、行政の市だったり区だったりというところが言っ
ても、なかなか避難所ごとでは動けないという問題もありま
すので、避難所ごとに、その地域の防災会みたいな、メンバ
ーというか、実際に避難所運営される方と、いろいろペット
の災害に対して、周知していったりとか、実際にもう場所を
決めてしまう、とかというようなところまで持ってゆくとい
うところを、地道に、地域々々で、避難所ごとにやってゆく
というのは必要なのかな、というのは、自分の周りの市町村
も含めて、さいたま市の今回の話も聞いたのを含めて、そう
いうふうに感じました。

太田

岡井委員、ありがとうございます。貴重な、他自治体の事

	<p>門平会長</p>	<p>例ということで。はい、すべてその通りだと思いますので、参考とさせていただきたいと思います。避難所運営委員会以外の、自治会単位などの出前講座の要請などにも、応えてゆきたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>多分、普段の大切さは、別にワンちゃんや猫ちゃんばかりではなくて、人間も同じなのですよね。そういう意味では、やっぱり今回の台風第19号のことで、現実の問題として、いろんなことが課題として見えてきたというね。前向きに考えて。そして、その課題に、どうやって私達が取り組んでゆくのか、というふうに考えてゆけば、すごく色々なことを見つることができるのかな、そのチャンスでもあるのかな、というふうに思います。</p> <p>そういう意味では、こんな言い方をしてはいけないのかもしれないけれども、貴重なというか、体験であり、教訓であったのかな、というふうに思っているのですけれども。これから、きっとそのアンケート等を含めて、もう一度地域の方にお返しされて、そして地域の中でどうするのかというね。やっぱりキャッチボールを何回かやりながら、ペットの同行避難を含めてですね、避難所のパワーアップをですね、ぜひ実現をしてゆくということが、必要なのかな、というふうに思いました。</p> <p>ごめんなさい。いろいろと自分の意見を言ってしましまして。このことに関して、多分、いろいろと自分のことを振り返りながら考えてみると、いろいろなことが意見としては出てくるかな、と思うのですけれども。もう少し、もしご意見、ご質問があったら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>はい。岡井委員、お願いいたします。</p>
	<p>岡井委員</p>	<p>お話し忘れてしまったことを話させていただきます。</p> <p>飼っていない方への周知はもちろんではありますし、全く犬猫のこと知らない人は一杯いるので、どういうふうに避難されるのか、というのが分かっていないと、なかなか避難所に行った時に、犬猫を連れてくる人を見た場合に「いいよ」というようなところまで持ってゆけないと思いますので、周知としては、飼っていらっしゃらない方にも、こんな形で同</p>

	<p>行避難が行われ、こんな感じで飼育エリアができるのだよ、というようなことを啓発してゆく必要があるのかな、と思いをまして。</p> <p>これは私自身の話なのですけれど、今現在、飼っていない方へのリーフレットを作ったりとかというの、自分で始めているところなので、そういうのも必要ですし。</p> <p>あと、飼っていらっしゃる方に関しては、やっぱり、どんなに周りに理解があっても、マナーの悪い飼い主だったり、しつけができてない犬猫がいれば、それは全部一気に駄目になってしまう。その同行避難ということが、全部駄目になってしまうことになりかねないので。飼っていない方と同じぐらい、飼っていらっしゃる方に、それ以上に、やっぱりしつけだったり、マナーだったり、地域とのコミュニケーションを図るといようなことも含めて、どんどん周知していかなければいけない、というのは、今回のことでも、自分で今後、啓発につなげていこうかなと思っているので。</p> <p>さいたま市の方でも、やっぱり飼っていらっしゃる方に、マナーの徹底だったり、そういうこと（を啓発してほしい）。でも、これマナーとか、しつけは、別にペット防災ということではなくて、これは、本当に犬猫を飼った瞬間から、飼い主がしなければいけない、責任、義務ということですので、特別なことではない、ということから入って行って。そうすれば、防災だけじゃない、ペットの適正飼養というものの向上を図れるのかな、と思いますので。あわせて、別途防災という形だけでなく、その辺を、もっともっと周知してゆけたらな、と思います。</p> <p>大体、問題を起こす飼い主さんというのは、そういう話が届かない感じですが、やっぱり問題を起こすので。興味、関心を持っていらっしゃる方というのは、もう本当にちゃんとやっていたらいい方なので。その声が届かない人へ届かせるということが、なかなか今難しいところかなと。</p> <p>自分の活動の中でも、いろいろ考えているところですが、頑張っってやっけてゆきましょう。</p> <p>門平会長</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>他にいかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>では、1、2番目の議題を含めて、どうでしょうか。ご意見、ご質問があったらお受けをしたいと思いますが、よろし</p>
--	--

		いですか。
議題 3 その他	門平会長	<p>それでは議題の 3 件目ということになるかと思いますが、その他ということで、項目があります。</p> <p>委員の皆様の方から、ご提案やご意見があつて、3 番目のところでこれまでの議事にかかわらず、ご意見、ご質問をお受けしたいと思うのですがいかがでしょうか。</p> <p>はい、川上委員さん、お願いいたします。</p>
	川上委員	<p>すみません、ちょっとした質問なのですが、将来的には、梅澤委員もおっしゃっていましたが、登録制というのは、かなり有効な手だと思うのですね。</p> <p>犬に関しては、マイクロチップの登録が義務化されてきつつあると思うのですが、猫に関しても、やっぱりそれはそうだと思うのですよね。</p> <p>で、少し聞きたいのは、そういったこと（猫の登録）の義務化。マイクロチップの犬に関しての法改正に対して、結構ハードルが高いものなのかな、と単純に思ってしまうのです。</p> <p>そこ（猫の登録）の方向性をしっかりやっていけば、かなり根本的な部分で解決できる部分も多いかな、と思うので、それがそんなに進んでゆかないというのは、やっぱり（課題がある）かな、と単純に思ってしまうのですが、どうなのでしょう。</p>
	戸村	<p>はい。今のマイクロチップの関係なのですが、一応、今回の法改正で 3 年後をめどに、販売業からの（犬、猫の）入手については、販売業の方で（マイクロチップの）義務化をするという形になるのですが、そうしますと、当然、犬と猫に（マイクロチップの）登録情報が入ることになります。</p> <p>ただ、現行（国の検討が）動いている中では、狂犬病予防法に絡んで、犬の登録のところしか（自治体への）情報のやりとりのルートが設定されてなかったように思います。</p> <p>ただ、当然、利用できるデータですので、おそらく他の自治体からも含めて、そのような要望であるとか、意見であるとか、もし、国として（猫を）登録制度にしないのであれば、行政が登録制度にできないかという話はあると思います。</p>

		<p>して、本当にありがとうございました。長時間にわたりお疲れ様でした。</p> <p>皆様のご協力をいただき、今日はいい意見を出してもらえたのかなというふうに思っております。どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、進行を、事務局の方に、お返ししたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
閉会	岩永	<p>門平会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これで令和元年度第 2 回動物愛護推進協議会を終了いたします。</p> <p>議事の内容の確認につきましては、各委員にまた後日改めてさせていただきますので、発言した内容と違っているですとか、言い間違いをしたということがありましたら、その時に修正をいたします。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>